

# 第 15 回市民会議議事概要

(2021 年 2 月 24 日午前 10 時 - 12 時)

## 1 テーマ① 「当会の広報活動」

【概略説明・問題意識の提示】種村求弁護士

### ●当会の広報の基本的あり方

広報委員会で検討・提案等を行い執行部で承認を得て広報を行うのが基本の流れ。

現在の広報活動はホームページ中心となっている。

このような施策で良いのか改めて忌憚のないご意見をいただきたい。

### ●弁護士会の現状と課題について

当会の広報の目的としては、①弁護士・弁護士会の社会認知度向上、②法律相談等市民サービスの情報提供、③会長声明・決議・意見書等の弁護士会発信施策の浸透とがあり、②は奏功しているがそれ以外の目的達成度は不十分。

法律相談でのアンケートによると、弁護士会の認知経路としては弁護士会のホームページが主力。その他行政の窓口や法テラスなどが挙げられ、タウンページや看板広告からはほとんどない。

SNS、特にツイッターはまだ積極的に活用できていない。例えば関東弁護士会連合会では 13 弁護士会中ツイッターを利用しているのは当会を含め 2 弁護士会のみ。

弁護士会全体の広報に関しては専門家からアドバイスをもらっており、マスコミとの懇談会等を行うようになり弁護士会の発信が記事に掲載されやすくなるなど、改善してきた点もいくつかある。

平成 26 年 7 月の第 1 回市民会議において出された、広報のターゲットを絞るなどの意見の幾つかが反映されてきたが、まだ課題が残っているというのが現状。

### 【委員の皆様からのご意見】

・ツイッターで「見て下さい」という時代は終わった。もっとプッシュ型の広報をしてもよいのではないかと。インスタグラムも活用できる。そういった広報をするには、上の決裁を取らずとも担当者が責任を持ってフレキシブルに対応できるやり方にする必要あり。

・公的な所に情報を掲載するにはプロセスが必要でツイッターはまだ利用していない。

・ツイッターは若い世代が使っている。140 文字以内で情報を伝える意味があるか不明。

・ツイッターアカウントがせつかくあるならホームページで何か更新されるたびにツイートしてはどうか。会長声明を出したならなるべくアクティブに活用してはどうか。

・弁護士会ホームページの「こんな時どうする？」には市民がアクセスしやすい。しかし、専門用語や間違いのないような表現が多いと伝わらない。利用者目線、相談者目線でなければ内容がよくわからないはず。

・弁護士会は敷居が高いという印象がある。低所得者向けの発信は、まだまだできるのではないかと。もっとしっかり発信していただければ。

・ホームページがスマートフォンユーザーに配慮し完全対応していることはありがたい。

・神奈川県は広いので現在の法律相談センター以外にもまだ需要のある地域がある。法律相談センターの増設を検討しては。

## 2 テーマ② 「学校問題への弁護士のかわり」

【概略説明・問題意識の提示】畑中優宏弁護士、高橋博丈弁護士、岡本将太弁護士  
島崎友樹弁護士

### ●教育現場における弁護士の関わりや活用のニーズ

- ・いじめ、自死、児童虐待、学校事故等への対応
- ・学校・教師に対する不当な要求・過剰な要求・暴力的な要求についての対応（親からのものを含める。）
- ・体罰、ハラスメント、教員による不祥事
- ・教員の労働問題

といった教育現場には様々な局面での弁護士の関与が求められるケースが存在する

### ●文科省作成の「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」について

- ・文科省内に勤務弁護士がいなかったことから、弁護士の活用のためのノウハウの構築のため、子どもの権利委員会、民事介入暴力対策委員会、自治体連携に関する委員会に所属する弁護士により構成されるバックアップチームの関与の下で作成された
- ・常勤ではなく、外部からの関わりを想定している

### ●子どもの立場からの教育現場における弁護士の活用方法について

- ・いじめや重大事故等が発生した際に組織される第三者調査委員会に弁護士を派遣  
→事後的かつ対症的にならざるを得ず、根本的解決には結び付きにくい
- ・出張授業（いじめ予防授業や模擬裁判の指導等）や裁判傍聴の引率等の法教育
- ・スクールローヤー  
→いまだ形が固まっているわけではない

最近では常勤弁護士を設置する自治体が増えているが、募集等の面で課題は多い

### ●不当要求（過剰要求）対策の観点からの教育現場における弁護士の活用方法について

- ・教育現場における学校や教職員等に対する支援が主な目的であり、以前は問題行為を行う人物の属性に着目していたが、現在は、属性にかかわらず、問題行為そのもの当・不当に着目
- ・不当要求等の対応により精神疾患に罹患した教職員へのメンタルヘルス対策の一環として、リーガル面でのケアのニーズが高まり、文科省・教育現場と弁護士会との関わりが始まった
- ・民事介入暴力対策委員会において、従前から暴排教育（暴力団員等とかかわらないようにするための教育）の授業を生徒向けに行っていたところ、学校側から教職員向けの不当要求対策についての研修も実施してほしいという要望があり、教職員向けの対応も行うことにシフトしていった

### 【委員の方々のご意見】

- ・なぜここまでこじれてしまったのかというケースも散見され、もう少し弁護士やリーガルのアプローチが早ければ大ごとにならなかったのではないかと思わされるケースが見受けられる。そういう意味で、スクールローヤーの制度は一つの起爆剤となりうるのではないかと期待する。

- いじめの被害を受けたということで保護者が強い剣幕で学校に乗り込んできた場合、いじめという観点からは子どもの権利の問題と思われるが、保護者が強い態度で学校に乗り込んできたという観点からは学校・教師に対する不当要求等の対策の領域と思われる。このような切り分けが難しいケースでは、スクールローヤーの対応として難しさがあるのではないか。
- 実際に教育現場で事故が起きた際に事故の当事者という立場と被害者に寄り添う立場の双方に挟まれた経験があり、対応の難しさは身に染みている。その意味で、スクールローヤーの対応の難しさも理解でき、またスクールローヤーの必要性の高さも十分身に染みている。
- 教職員は「子どものため」という言葉に縛られて、精神的負担が大きい過酷な対応を強いられるケースが見られることから、スクールローヤーの活用に期待している。

以上